

令和2年第1回定例会  
斑鳩町議会会議録

令和2年3月25日  
午前9時40分 開議  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(13名)

1番	溝部真紀子	2番	齋藤文夫
3番	中川靖広	4番	小城世督
5番	伴吉晴	6番	大森恒太朗
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	横田敏文	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	佐谷容子	係長	岡田光代
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	乾善亮
教育長	山本雅章	総務部長	面卷昭男
総務課長	仲村佳真	まちづくり政策課長	本庄徳光
財政課長	福居哲也	税務課長	真弓啓
住民生活部長	加藤恵三	福祉子ども課長	中尾歩美
長寿福祉課長	中原潤	国保医療課長	猪川恭弘
健康対策課長	北典子	環境対策課長	東浦寿也
住民課長	関口修	都市建設部長	植村俊彦
建設農林課長	手塚仁	都市整備課長	松岡洋右
上下水道課長	上田俊雄	会計管理者	黒崎益範
教委総務課長	安藤晴康	生涯学習課長	栗本公生
生涯学習課参事	平田政彦		

## 1, 議事日程

- 日 程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 3. 総務常任委員長報告について
- 日 程 4. 予算審査特別委員長報告について
- 日 程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日 程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 発議第 1 号 請願採択を踏まえ「各交通事業者への働きかけを  
強める」意見書について
- 追加日程 2. 発議第 2 号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則につい  
て
- 追加日程 3. 発議第 3 号 斑鳩町議会傍聴規則の一部を改正する規則につい  
て
- 追加日程 4. 議案第 1 6 号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 0 号）  
について

---

## 1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時40分 開議)

○議長（坂口徹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。

これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1. 建設水道常任委員長報告についてを議題とし、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

8番、井上委員長。

○8番（井上卓也君）おはようございます。それでは、建設水道常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る3月13日、全委員出席のもと委員会を開きましたので、その概要について報告いたします。1. 付託議案（1）議案第6号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について、本条例は、民法等の改正に伴い、本条例において所要の改正を行うものであり、改正内容としましては、町営住宅入居者の連帯保証人が負担する債務に極度額を入居時の家賃の6か月分と改正するとともに、不正入居者に対する明渡請求を行ったときに、当該請求を受けた者に対して徴収できる金額の算定に利用する利息を、年5分から法定利率に改めるものであるとの説明がありました。委員より、連帯保証人のあり方について、法定利率に変更する理由等、若干の質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。議案第6号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号 町道認定について、開発道路8路線と、位置指定道路1路線、町の道路新設工事による1路線の合計10路線につき、道路法第8条第1項の規定により町道に認定するものであると、各路線について資料により説明がありました。委員より、開発でつけた道路での幅員、回転広場等、若干の質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。認定第1号については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

続いて、2. 継続審査について、（1）都市基盤整備事業に関することについて、前回の委員会以降特に報告すべき事項はないとの説明がありました。委員より、いかるがパークウェイの県道から東側の区間についての進め方について等、若干の質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。継続審査については、一定の審査を行ったと

いうことで終わりました。

続いて、3. 各課報告事項について、(1) 議案第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。主な改正内容は、斑鳩町下水道事業の設置等に関する条例、斑鳩町水道事業の設置等に関する条例の2つの条例で、それぞれの条例において引用している地方自治法の条項に関し、同法の改正に伴った条文整理であるとの報告がありました。次に、(2) 公共下水道事業に関することについて、令和元年度には11か所の路線で面整備等の工事を進めており、令和元年度の公共下水道工事の状況などを書類により報告がありました。委員より、公共下水道接続申請状況等の質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

次に、4. その他について、委員より、三室山下バス停付近において一部歩道がなくて東へ降りるスロープだけになっている状況にあるが、この歩道については今後どのようになるか等、若干の質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

以上が、開会中における当委員会にかかります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

これで、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 次に、日程2. 厚生常任委員長報告についてを議題とし、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

11番、濱委員長。

○11番（濱眞理子君） それでは、3月16日、全委員出席のもと開催いたしました厚生常任委員会の概要を報告させていただきます。

まず、本会議にて本委員会に付託されました5議案の審議をおこないました。審議の結果、すべての議案について当委員会として満場一致で可決すべきものと決しましたことをはじめにご報告いたします。

(1) 議案第1号 斑鳩町手話言語条例についてであります。平成23年に障害者基本法が改正され、全国で手話言語条例制定の動きが広まっています。斑鳩町聴覚障害者協会から、平成29年11月に町長に対し条例制定の要望、平成30年2月に町議会に対し条例制定に関する陳情が提出されたことを受け、聴覚障害者の方々や手話と実際にかかわる方々との意見交換を重ね、本議会での制定提案をおこなうものです。手話を第一言語とする聴覚障害者の権利を尊重し、手話に対する理解を深め、手話を日常的に使

用することができる環境を整えることにより、聴覚障害の有無にかかわらず、ともに生きる共生社会の実現を目指し、手話に関する施策にかかる基本となる事項を定めるものであるとの説明がなされました。委員より、現況等の質問があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、（２）議案第５号 斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。今回の条例の一部改正は、事業系一般廃棄物のうち可燃物として収集している生ごみを分別し、減量・資源化を促進するため、事業系の生ごみ処理手数料の新設を行うものとのことです。単位・金額として１０キロまでごとに１６０円とする内容です。委員より、現況のほか、実施後の経費削減について、また、収集運搬業者による事業者別の搬入量の測定方法について等の質問があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、（３）議案第８号 令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてであります。今回の補正予算は、主に国民健康保険基盤安定負担金の額の確定に伴う補正などで、歳入歳出それぞれ４４３万７千円を減額し、歳入歳出それぞれ３３億３，４１８万７千円とするものです。委員からの質疑はありませんでした。

次に、（４）議案第９号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）についてでございます。主な内容は、特定個人情報データ標準レイアウト改版等に伴う介護保険システム改修に必要な経費に対し、国庫補助金と一般会計繰入金を歳入に計上し、同改修経費を歳出に計上するものです。また、基金積立金では、介護保険給付費準備基金の運用利息額にかかる増額分１８万３千円を積み立てるとの説明がなされました。委員からの質疑はありませんでした。

次に、（５）陳情第１号 「交通事業者への働きかけを強める」意見書採択のお願いについてでございます。陳情の趣旨は、精神障害者への交通運賃割引制度が一部の交通事業者で導入されており、他の交通事業者においても、精神障害者を身体・知的障害者と同等に交通運賃割引制度の適用対象とされるよう、交通事業者等への働きかけを強めることを国に対して要望する意見書の採択を求めるものです。全委員より、採択賛成の意見が述べられました。引き続き、意見書（案）を私より提案しましたところ、全委員異議なく、当委員会の発議により本会議へ提出することに決しました。

次に、２．継続審査についての報告でございます。（１）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについては、ごみ処理広域化に関する５市町合同勉強会についての報告事項はありませんでした。次に、資源物共通指定袋の自治会配布については、

前回の本委員会で配布遅延の報告がなされましたが、一部納品可能となりました。自治会への配布が可能と判断し、3月18日から27日の10日間で全自治会に配布する予定であり、各自治会長へお願いの文書を送付済とのことでした。3月30日からは役場での配布も可能であり、広報3月号お知らせ版、町ホームページ及びごみ分別アプリにおいて周知をはかるとのことです。

次に、3. 各課報告事項についてであります。(1) 議案第7号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)についてであります。住民生活部が所管する内容についての説明がなされました。国の補正予算の増額に関連しての国庫交付金、国庫補助金、県負担金の増額が歳入の主なものです。内容は、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金、身体障害者の更生医療費給付費と重度障害者等の日常生活用具給付費などです。歳出では、歳入の項目に加え、国民健康保険事業特別会計への繰出金、介護保険事業繰出費、町立保育所臨時保育士賃金増額が計上されています。委員からの質疑はありませんでした。次に、(2) 第2期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画(案)について報告を受けました。計画案は97ページにわたり、その概要が説明されました。委員からの策定までの流れについての質問に対し、理事者より一定の答弁がなされました。

次に(3) 国民健康保険税の課税限度額等の改定(案)についてであります。内容は課税限度額の引き上げ、均等割及び平等割軽減の所得基準額の引き上げであります。委員からの質問はありませんでした。次に、(4) 後期高齢者医療保険料等の改定についてであります。令和2年2月14日に開催された広域連合議会で関係条例が改正されたことによるものです。保険料率の改定では、均等割額が45,200円から48,100円に、また所得割の率は8.89パーセントから9.41パーセントへ改定となるものです。賦課限度額では62万円から64万円に引き上げられます。均等割軽減の所得基準額の引き上げでは、5割軽減対象所得の算定金額を、現行の28万円から28万5千円に、2割軽減所得の算定金額を現行の51万円から52万円にそれぞれ引き上げ、対象要件を緩やかにするというものでございます。委員からの質疑はありませんでした。

次に、(5) 新型コロナウイルス感染症に関する国の保育関連支援策についてであります。令和2年3月10日に決定されました「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」を受けて、国において、保育所等における感染拡大防止のための物品等の購入経費を補助する事業が実施されることとなったため、本会議の最終日に補正予算を上程予定であるとのことです。委員からの質疑はありませんでした。

次に、新型コロナウイルス感染症の経緯についてのご報告がなされました。国におい

て「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が出され、全国の小・中・高校等の臨時休校の要請もありました。これを受け、本町におきましても3月3日から3月24日まで町立の小・中学校を休校とし、それに伴い就労している保護者への支援として学童保育室を朝から開室しています。3月11日からは、共働き世帯等において家庭で児童をみるのが困難な家庭に対して、保護者の負担軽減を図るため、希望者に学校施設を開放し児童を受け入れています。また、町主催イベント等の中止、町公共施設の臨時休館、利用休止及び貸館の新規予約受付中止等を行い、町ホームページと広報3月号お知らせ版でお知らせしております。また、来庁者と職員の感染防止のため、職員には勤務時間中のマスク着用と出勤前の体温測定を実施し、各自で日々記録されているとのこと。さらに、職員が発熱等や学校の臨時休校等により、出勤困難であると認められる場合の休暇の取得についても職員に周知したとのこと。新たに、国の方針が出された際には、その方針を踏まえ、本町としての対応を検討される予定です。

その他について、委員にお聞きしたところ、委員から感染予防用のマスクの町での備蓄と配布予定がないかとの問いがありました。理事者より一定の答弁がなされました。

また、議員に送付された、社協職員有志からの書簡についての質問がありました。町の補助団体ではあるが、独立団体なので、町の見解を述べるのには限界があるとの答弁がなされました。

以上が厚生常任委員会の概要であります。詳細につきましては、議事録に記載いたしますので、ごらんいただきますようお願いいたしまして報告を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 次に、日程3．総務常任委員長報告についてを議題とし、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

12番、木澤委員長。

○12番（木澤正男君） それでは、3月17日に開催されました総務常任委員会の審査の概要について報告いたします。

まず、本会議より付託を受けました4議案についてですが、すべて満場一致で可決すべきものと決しましたことを最初に報告いたします。

まず、議案第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてと、議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、どちらも法改正に伴う条文整理等所要の改正であり、理事者からの説明の後、若干の質疑応答がありました。

次に、議案第4号 斑鳩町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、理事者より説明を受け、質疑をお受けしましたが、特段の質疑等はありませんでした。

次に、議案第7号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、学校ICT環境整備事業について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

以上で、本会議から付託を受けた議案の審査を終わりました。

次に、継続審査である斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、理事者の報告を求めたところ、まず1点目に、斑鳩町文化財活用センターの運営についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から3月5日から3月31日まで臨時休館とすること。また、令和2年度春季の展示会については5月23日（土）から7月5日（日）まで開催し、藤ノ木古墳や竜田御坊山3号墳などのほかに神南古墳群やヒヅメ金塚古墳など、町内にあってあまり知られていない古墳を紹介し、その存在や内容を知ってもらうことを目的とした展示会の開催を計画している。また、昨年度出土して話題となった甲塚古墳の銅鏡を当町で初公開する予定であるとのことですが、4月1日以降のセンターの運営については新型コロナウイルスの感染状況を勘案しながら対応していきたいとのことでした。次に2点目として、斑鳩町文化財保護審議会の開催についてですが、2月25日に今年度実施した史跡藤ノ木古墳の固化土舗装の改修工事や、五百井地区の大方家文書調査の進捗状況などとともに、来年度の文化財関係事業計画について報告し、委員より指導を得たとのことでした。質疑をお受けしたところ、委員より、古墳群の調査はされているのかとの質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項についてですが、町より5件の報告を受けました。まず1点目は、町立幼稚園の預かり保育の実施（案）について、理事者より資料に基づき報告を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、対象になるのは在籍園児か、また、預かり保育の担当講師は担任の講師とは別におき担任等常勤講師は子どもたちは見ないということか。また、令和3年度から実施ということだが令和2年度から実施できなかったのか。また、どんな付加価値を付けようと考えているのか。また、安全管理の強化と体制の充実について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に2点目として、人事評価結果の昇給及び勤勉手当への活用について、理事者より



資料に基づき報告を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、評価項目の項目数と内容について。また、評価については絶対評価で行われるのか。また、職員組合との協議について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。次に3点目として、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）について、理事者より資料に基づき報告を受けました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に4点目として、新型コロナウイルス感染症に関する国の保育関連支援策について理事者より報告を受けました。令和2年3月10日に決定された「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応－第2弾－」を受け、国で学童保育等における緊急対応策として、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休校により午前中から学童保育室を開室するための人材確保等に要する経費、また感染症拡大防止のための必要となる物品等の購入経費を補助する事業が実施されることとなり、本議会最終日に補正予算を上程する予定であること。また、その補正予算については、人件費にかかるものを除き本年度末までに事業を完了することができないことから、繰越明許費として予算措置をお願いしたいとのことでした。委員からの質疑等はありませんでした。

次に5点目として、全国瞬時警報システム（Jアラート）に係る情報伝達の不具合の解消について、理事者より先月の当委員会で報告のあったJアラートの不具合については解消されたとの報告を受けました。委員からの質疑等はありませんでした。

以上で各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、各委員より質疑、ご意見をお受けしたところ、委員より、一斉休校に伴う給食関連業者への補償等の対応について。また、役場の組織体制の見直しについて。また、一斉休校に伴う小中学校のグラウンド開放について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。以上でその他についても終わりました。

最後に、継続審査案件については、新たに「斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて」ということで案件名を変更し、継続審査の取り扱いをさせていただくことを確認し、総務常任委員会を閉会しました。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますようお願いいたします。報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 次に、日程4．予算審査特別委員長報告についてを議題とし、予算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

12番、木澤委員長。

○12番（木澤正男君） それでは、去る3月9日、10日の2日間にわたり審査を行いました、予算審査特別委員会の審査の概要について報告させていただきます。

予算審査特別委員会は、本定例会初日の本会議より付託を受けました、議案第10号令和2年度斑鳩町一般会計予算について、また議案第11号から議案第13号までの令和2年度各特別会計予算について、及び議案第14号と議案第15号の令和2年度斑鳩町事業会計予算についての6議案を審査いたしました。

結果から申し上げますと、本会議から付託を受けました6議案は、当委員会としてすべて満場一致で可決すべきものと決しております。

それでは、各会計ごとの主な質疑の内容について、若干ご報告申し上げます。

まず、一般会計予算についてですが、総務部・会計室・議会事務局所管にかかる審査では、1点目として、コミュニティバス実証運行业務委託料と王寺駅への乗り入れ負担金について、2点目として、観光ルートサインの整備について、3点目として、大和川水系総合防災演習負担金について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。次に、住民生活部所管にかかる審査では、1点目として、特殊詐欺等被害防止対策機器購入費助成金について、2点目として、社会福祉協議会の補助金について、3点目として、子育て相談管理システム導入業務委託料について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。次に、都市建設部所管にかかる審査では、1点目として、森林環境保全基金積立金について、2点目として、町営住宅の管理について、3点目として、目安堤防線道路の整備について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。次に、教育委員会所管にかかる審査では、1点目として、小中学校のICT環境の整備について、2点目として、幼稚園教諭の配置について、3点目として、町民プールの利用について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、国民健康保険事業特別会計予算の審査では、1点目として、退職者医療制度について、2点目として、出産育児一時金について、3点目として、延滞金について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。次に、介護保険事業特別会計予算の審査では、1点目として、徘徊高齢者家族支援サービス給付費について、2点目として、第7期介護保険事業計画での給付の状況と基金残高について、3点目として、高額サービス給付費について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。次に、後期高齢者医療特別会計予算の審査では、1点目として、被保険者数の推移について、2点目として、保険料滞納の状況について、3点目として、保険料率の改定について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、水道事業会計予算の審査では、1点目として、浄水場施設整備の検討に伴う調査業務委託について、2点目として、給水負担金について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。次に、下水道事業会計予算の審査では、1点目として、下水道への接続促進の取り組みについて、2点目として、流域下水道管理運営負担金について、3点目として、国庫補助金の動向について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

非常に簡単ではありますが、以上が当委員会に付託されました各会計ごとの審議の概要です。委員のみなさまには、長時間にわたり終始熱心にご審査を賜り、感謝申しあげます。理事者のみなさまには、予算委員会で各委員から出された貴重な意見や提案については、真摯にご検討いただき、今後の行政運営に反映していただくことをお願い申しあげます。

以上で、予算審査特別委員会の審査結果と審査の概要についての報告とさせていただきます。なお、詳細につきましては、後刻、会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますようお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従い、表決を行ってまいります。

初めに、議案第1号 斑鳩町手話言語条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第3号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてをお

諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第4号 斑鳩町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第5号 斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第6号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第7号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第8号 令和元年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第9号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第10号 令和2年度斑鳩町一般会計予算について、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。

討論を申し出た議員の発言を求めます。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 議案第10号 令和2年度斑鳩町一般会計予算について、賛成する立場から意見を申し上げます。

自治体を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、経済が縮小し、税収等の減少が見込まれる一方で、社会保障費などの経常的な支出が増加傾向にあり、今後の行財政運営は、さらに厳しい状況に陥ることが懸念されております。このことから、自治体は、行財政の合理化・効率化を図りつつも、地方創生の推進、少子高齢化への対応や子育て支援の充実などに努め、さらには、相次ぐ災害への対応や地域防災力の強化など喫緊の課題にも取り組んでいくことが求められています。

このような状況のなか、令和2年度予算では、潤いのある魅力的なまちづくりとして、奈良県とのまちづくり連携協定に基づいた「まちづくり基本計画」の策定に着手される

とともに、コミュニティバスの利便性向上を目的とした王寺駅への乗入れを開始されます。また、教育環境の充実として、町独自の少人数学級編制の実施や2か年計画での中学校の和式トイレの洋式化などに取り組み、公民館施設では、3公民館のバリアフリー化のための改修や中央公民館における新たな駐車場の整備などを進められます。

また、子育て支援では、ファミリー・サポート・センター事業の開始や出産直後の母親に対する相談体制の充実、低所得者を対象とした保育園や幼稚園における教材費等の一部助成、病児保育施設の運営などに取り組みられています。また、安全・安心のまちづくりでは、国土強靱化地域計画の策定や防災ハザードマップの更新、防災重点ため池のハザードマップの作成を進め、引き続き、自治会防犯カメラ設置への助成や、通学路の安全確保を目的としたグリーンベルトの設置などを実施されます。

さらには、活力とにぎわいのあるまちづくりとして、聖徳太子1400年御遠忌を迎えるにあたり、町が誘致したマルシェやレストランを複合した宿泊施設がオープンし、本町の観光振興のさらなる発展が期待されるとともに、国の補助金を活用した世界遺産を活かした観光の推進や広域周遊観光促進のための環境整備などに積極的に取り組まれています。このほか、総体的にきめ細やかな予算配分がなされており、限られた財源の中で、適切に予算を編成されたものと認め、本議案に賛成するものであります。

最後に、将来にわたって持続可能な行財政運営に引き続き努力されることを強く期待するとともに、予算の執行にあたっては、事業効果を早期に発揮し住民のニーズに一日でも早く応えることができるよう、迅速な事業執行をお願いいたしまして、私の賛成意見といたします。議員みなさまのご賛同をお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 続いて、討論を申し出た他の議員の発言を求めます。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、私も議案第10号 令和2年度斑鳩町一般会計予算について賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

令和2度の予算は総額で90億3千万円と、今年度と比較して1億3千万円増額となりました。経常経費が大きく増額となるなか、投資的経費の減額によってバランスを取る形となっています。これは斑鳩町だけの話ではなく、近年どこの自治体でも年々増える扶助費をどこかで調整しなくてはならず、人件費、物件費などの縮減努力はされていますが、性質上、大幅な削減は難しいのが現状です。特に新年度では、会計年度任用職員制度の導入により、町独自で7千万円近い財源を新たに捻出せねばならず、予算編成において最も厳しかったのはこの点ではないでしょうか。歳入不足を財政調整基金の取

り崩しで対応するという点については気になりますが、制度自体は必要なものであり、今回については、やむを得ないものだと考えます。これまでも予算編成時での基金の取り崩しに対して、決算時には帳尻をあわされているようですが、今後も基金を取り崩さないで予算が組めないという状況が続くようであれば軽視できない問題だと考えますので、その点は指摘しておきます。今回、予算全体を見せていただく中で気になる点はいくつかありましたが、大きな問題点は見当たりませんでした。もちろんこれまで指摘してきた「いかるがバイパス・パークウェイ整備事業」や「マイナンバーシステムによるコンビニ交付サービス事業」など、全く問題がないわけではありませんが、厳しい財政状況のなか、住民サービスや教育、福祉の施策の向上に努力する町の姿勢とともに、ひとつひとつの施策においても評価できる部分が多く見られましたので、全体として好評価をさせていただきました。

それでは、予算審査を通じて感じた主な点について、述べさせていただきます。

まず、1点目は、病児保育事業の実施です。今年の1月15日から西和地域病児保育室「いちごルーム」が開室しました。今年度も建設費と運営費の一部が予算計上されていますが、いよいよ本格的にスタートとなりました。これまでは、町として利用費助成はするものの、直近でも生駒市か大和高田市と、施設を利用しようとしても少し距離がありました。もっと身近な場所に設置してほしいという保護者の声と運動が広がり、斑鳩町としてもその声に応えるため、近隣4町と連携して設置を進めてきましたが、西和医療センターの隣というすぐ近くに施設ができ、保護者のみなさんからも安心と喜びの声が寄せられています。今後、運営を進めていくなかで、利用者の声に応え、更なる充実を図っていただきたいと思います。

次に、2点目として、し尿処理場・鳩水園の周辺対策事業費への対応についてです。周辺対策事業は、し尿処理場だけではありませんが、いわゆる迷惑施設と呼ばれる施設については、周辺住民のみなさんのご理解とご協力のもと運営をさせていただいていますが、その補償費がこの先もずっと続いていくと町の財政はかなり厳しいことになるため、どこかで区切りをつける必要があるのではないかということで、ここ数年、予算や決算の審査のなかで議論をしてきました。今回、地元のみなさんとの話し合いのなかで一定の見通しを立てることができたというのは非常にありがたいことであり、町の取り組みとしても非常に大きな成果であると考えます。引き続き、残る施設についても、地元住民のみなさんのご理解とご協力を得られるよう、町長を筆頭に、粘り強く交渉していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、3点目として、町立幼稚園の預かり保育の実施です。これは令和3年度から実施予定なので、まだ本格的な予算計上はされていないと思いますが、この間、共働き家庭が増え、保育所のニーズが高まる一方で、町立幼稚園については入園希望が減り、在園児もかなり少なくなってきました。全国的には園の統廃合へと舵を切る自治体もあるなかで、斑鳩町では第2期の子ども・子育て支援計画策定に向け、アンケート調査のなかで、町立幼稚園を利用したいという保護者の潜在的ニーズをつかみ、保護者の願いに応じて、運営を充実して対応しようとするその姿勢は高く評価できるものだと考えます。予算審査特別委員会のなかで、教育長から、園の運営改善に向け、非常に前向きな答弁がありましたので、実施を強く期待しておきたいと思います。

他にも、ファミリー・サポート・センター事業の実施や、折りたたみ式ごみボックスの配布、産前産後ヘルパーの派遣など、住民の願いに応えた新たな取り組みについても高く評価させていただきたいと思います。

以上が、今回、高評価をさせていただいた主な点です。冒頭でも申しあげましたが、今回の予算編成でも、県リニアの会への負担金やマイナンバーシステムを基礎とするコンビニ交付サービス事業、また、いかるがバイパス、パークウェイ推進にかかる費用など、いくつかの点では問題があるとは考えています。また、予算審査特別委員会でも申しあげましたが、幼稚園・保育園での子ども・子育て支援教材費等の補助金については、要保護世帯だけでなく、準要保護世帯についても対象にしていただきますよう強く要望しておきます。

以上で、議案第10号 令和2年度斑鳩町一般会計予算についての私の賛成意見とさせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

○議長（坂口徹君） これをもって、討論を終結します。

お諮りします。

本案については、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第11号 令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第12号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第13号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算については、予算審査特別委員会において、先ほどの委員長報告のとおり、満場一致で可決すべきものと決しておりましたが、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) それでは、議案第13号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についての反対意見を述べさせていただきます。

我が国は世界に誇る長寿国であります。しかし、それを支える医療や福祉策の後退はますます進み、その最たるものが、年齢により医療を受ける権利を差別するこの「後期高齢者医療」ではないでしょうか。75歳という対象年齢は、戦後生まれの方が加入されるスタートの年齢です。今後この団塊の世代が次々と対象となっていく、加入者が増加してまいります。長寿を喜ばしく思う一方で、高齢者を窮地に追い込む施策が次々と行われています。低所得の方への減免制度はありますが、年金の減額や消費税の増税等日々の生活を維持していくことの厳しさが増していく今日です。罹患率が高まり、治療への道のりが容易ではなくなります。今、新型コロナウイルス肺炎でお亡くなりになられた方の多くが高齢者であります。医療費は高額医療費の補助制度で補填されますが、保険対象外の費用も見逃してはなりません。本制度では町は窓口であり、実施主体ではありません。しかし、町は決まった負担増をそのまま伝達するのではなく、住民の立場になり、県・国へ物申す姿勢を持たれることを要望します。住民の負担増をどうかしてほしいという願いを、住民代表として、本議案への反対をもって表明いたします。

議員みなさまのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） 議案第13号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度の運営主体は、法令の規定により、県内の全ての市町村で構成された広域連合であり、県全体の保険料の決定、医療の給付などを行っており、保険料率の改正についても、広域連合の議会の議決を経て決定されたものであります。

この制度で市町村は、法令の規定により特別会計を設置し、収納した保険料を広域連合に納付し、その他各種申請事務や保険証の引き渡しなどを行っているものであります。

令和2年度の予算についても、広域連合で決められた保険料の総額や軽減に必要な財源等について、関係法令に基づき手続きをされており、反対する理由がございませんので、本特別会計予算に賛成するものであります。町におかれまして、町民の最も身近な窓口として高齢者の相談などには丁寧に対応していただくとともに、引き続き、この制度の円滑な運営に努力していただくことをお願いしまして、私の賛成意見とします。

議員のみなさまのご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（坂口徹君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（坂口徹君） 起立多数であります。

よって、議案第13号については、賛成多数で可決されました。

次に、議案第14号 令和2年度斑鳩町水道事業会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第15号 令和2年度斑鳩町下水道事業会計予算についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、満場一致で可決されました。

次に、認定第1号 町道認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、満場一致で認定されました。

ここで11時まで休憩いたします。

( 午前10時37分 休憩 )

( 午前11時00分 再開 )

○議長(坂口徹君) 再開いたします。

ここでお諮りいたします。

みなさまのお手元に配布しております、追加日程1. 発議第1号 請願採択を踏まえ「各交通事業者への働きかけを強める」意見書について、追加日程2. 発議第2号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について、追加日程3. 発議第3号 斑鳩町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、追加日程4. 議案第16号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 発議第1号、追加日程2. 発議第2号、追加日程3. 発議第3号、追加日程4. 議案第16号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1. 発議第1号 請願採択を踏まえ「各交通事業者への働きかけを強める」意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

11番、濱委員長。

○11番（濱真理子君） それでは、発議第1号 請願採択を踏まえ「各交通事業者への働きかけを強める」意見書について、提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

発議第1号

請願採択を踏まえ「各交通事業者への働きかけを強める」意見書について  
標記について、地方自治法第109条第6項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年3月25日提出

厚生常任委員会 委員長 濱 真理子

提案説明につきましては、意見書の朗読をもちましてかえさせていただきます。

請願採択を踏まえ「各交通事業者への働きかけを強める」意見書

オリンピック・パラリンピックの開催を前にバリアフリーの機運が高まっており、第198回国会では「精神障害者の交通運賃に関する請願」が衆参両院で採択されました。障害者基本法では、精神障害者は身体障害者及び知的障害者と同じ障害者として定義されています。障害者が移動をする際に公共交通機関の役割は必要不可欠なものとなっています。現在、身体・知的障害者に適用されている交通運賃割引制度から精神障害者は除外されています。精神障害者においても「自立」と「平等」及び「社会参加」を促進するためには、身体障害者及び知的障害者と同じように精神障害者にも交通運賃割引制度が適用されなければなりません。

この間、一部の鉄道事業者が精神障害者の運賃割引を実施し、一部の公営交通においても地下鉄など全国共通の運賃割引制度が導入されてきました。平成30年10月に発表された航空会社の3障害共通の割引制度の実現は、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」による国の働きかけが航空事業者に受け止められたものです。

こうした状況を踏まえ、その他の鉄道事業者及び高速道路等の交通事業者は、請願採択という国会の意思を尊重し、速やかに、精神障害者にも他障害者同等の交通運賃割引制度の適用に踏み切る必要があります。

よって、国に対し、精神障害者についても、身体障害者及び知的障害者と同様に交通運賃割引制度の適用対象とするよう公共交通運輸事業者等にさらなる働きかけを強めるよう要望します。

以上、地方自治法第99条により、意見書を提出します。

令和2年3月25日

以上、議員みなさまのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口徹君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号については、満場一致で可決されました。

本意見書は、関係機関に送付いたします。

なお、ただいまの発議第1号の可決により、陳情第1号「交通事業者への働きかけを強める」意見書採択のお願いについては、採択されたものとみなします。

次に、追加日程2. 発議第2号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7番、嶋田委員長。

○7番（嶋田善行君） それでは、発議第2号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

発議第2号

斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について

標記について、地方自治法第109条第6項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年3月25日提出

議会運営委員会 委員長 嶋田 善行

それでは、最後のページの要旨の朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則（要旨）

携帯電話等の普及や多機能化等、社会生活の変化に伴い、議場内における携帯品に関する規定について、所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

（1）議場内における携帯品の改正（第103条の改正規定）

議場に入る者の携帯電話等について、音を発しないよう適切な措置を講じた上で、

携行を可能とするとともに、携帯品の名称について文言整理等を行います。

## 2. 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

以上をもちまして、提案説明とさせていただきます。

議員みなさまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口徹君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号については、満場一致で可決されました。

次に、追加日程3. 発議第3号 斑鳩町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7番、嶋田委員長。

○7番（嶋田善行君） それでは、発議第3号 斑鳩町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

発議第3号

斑鳩町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

標記について、地方自治法第109条第6項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年3月25日提出

議会運営委員会 委員長 嶋田 善行

それでは、最後のページの要旨の朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

斑鳩町議会傍聴規則の一部を改正する規則（要旨）

多様性を認める社会の推進や、携帯電話等の普及や多機能化等の社会生活の変化に対応するため、本規則について所要の改正を行うものであります。

### 1. 主な改正内容

（1）児童及び乳幼児の同伴について（第7条の改正規定）

子育て世代の町議会傍聴を促進するため、監督の付き添う12歳未満の者は傍聴

席への入場を可能とする。

(2) 身体障害者補助犬の同伴について（第7条の改正規定）

障害者の町議会傍聴を促進するため、身体障害者補助犬を同伴する場合、傍聴席への入場を可能とする。

(3) 携帯電話、パソコンその他音を発する機器の携行について（第8条の改正規定）

携帯電話等の普及や多機能化等の社会生活の変化に対応するため、傍聴席への携帯電話等の携行を認めたいと、携帯電話、パソコンその他音を発する機器を携行するときは、音を発しないように適切な措置を講じることを、傍聴人の守るべき事項として加える。

(4) その他条文整理等所要の改正

2. 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

以上をもちまして、提案説明とさせていただきます。

議員みなさまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂口徹君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号については、満場一致で可決されました。

次に、追加日程4. 議案第16号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、議案第16号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）につきましてご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

議案第16号

令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について

標記について、地方自治法第218条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和2年3月25日 提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申しあげます。

令和2年3月10日に、国が決定した「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」において、感染拡大防止策としての、保育所等における必要な物品等の購入経費や、小学校の臨時休業に伴い学童保育室を午前中から開室するための人材確保等に要する経費を対象として、国が補助事業を実施することとなりました。

本補正予算は、本町においても、この国庫補助事業を活用し、新型コロナウイルス感染症に関する、緊急対応を実施していくことに伴う、予算の補正となっております。

はじめに、歳入予算の補正からご説明申しあげます。補正予算書の7ページをお願いいたします。第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第2目 民生費国庫補助金の第1節 児童福祉費補助金で、町立の学童保育室における開室時間の延長に伴う放課後児童支援員等の確保及び感染拡大防止のために、必要な物品の購入に要する経費が補助対象となることから、子ども・子育て支援交付金310万円の増額、また、町立及び私立保育所における感染拡大防止のために、必要な物品の購入に要する経費が補助対象となることから、保育対策総合支援事業費補助金200万円の増額補正をお願いするものであります。

8ページをお開きいただけますでしょうか。歳出予算の補正であります。第3款 民生費、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費の第19節 負担金補助及び交付金で、斑鳩黎明保育園、小規模保育所ほうりゅうじを対象に、感染拡大防止のための必要な経費として、1園あたり50万円を補助することとし、私立保育所感染症対策補助金100万円の増額補正をお願いするものであります。第2目 保育園費では、町立保育園における感染拡大防止のために、必要な物品の購入経費として、第11節 需用費で、マスクや消毒液などの消耗品費50万円の増額、第18節 備品購入費で、空



気清浄機設置のための庁用備品50万円の増額補正をお願いするものであります。第4目 学童保育運営費では、町立の学童保育室における開室時間の延長に伴う、放課後児童支援員等の確保に要する経費として、第7節 賃金で60万円の増額、また、感染拡大防止のために必要な物品の購入経費として、第11節 需用費で、マスクや消毒液などの消耗品費125万円の増額、第18節 備品購入費で、空気清浄機設置のための庁用備品125万円の増額補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが、3ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費補正であります。本補正予算における、各施設の感染拡大防止のための必要な物品の購入に伴う予算につきましては、本年度末までにその支出を見込めないことから、第3款 民生費、第2項 児童福祉費において、私立保育所、町立保育園、学童保育室の感染症対策事業として、あわせて450万円の予算措置をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

#### 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）

令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,520,072千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和2年3月25日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

以上で、議案第16号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）につきましての説明とさせていただきます。

何とぞ、ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしく願い申しあげます。

○議長（坂口徹君） 説明が終わりましたので、本案に関する質疑をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今回、コロナウイルス対策ということで、こういうふうに予算

補正をするということについては、必要なことだというふうに思いますし、国が100パーセント負担してくれるということであれば、なおのことですね、きちり確保して使っていただきたいというふうに思ってますけども、今回、空気清浄機の購入を先ほど説明の中でもありましたが、規模の大小に関わらず1園あたり50万円という枠のなかで、例えば町立保育園でいいますと、それぞれの部屋に空気清浄機を設置するというようなことで考えておられるのか、そういう形ではないのか、ちょっとその辺もお聞かせいただけますか。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） 今、この空気清浄機の関係ですけれども、あくまでも現在1施設当たり50万ということで、あと、こちらのほうに予算あげさせていただいている消耗品の関係でマスク、消毒液等も購入が必要でございますので、今現在それぞれの施設で空気清浄機につきましては5台程度しか購入できる予算がございませんので、その中で特に人が集まりやすい遊戯室とか、感染時期等の発生を見まして、それぞれの部屋に設置するとか、というふうな考えでおりますので、あくまでも限られた予算の中ですので、そのあたりはご理解賜りたいと思います。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 一応これ見ると、消耗品費と備品の購入費と半々でという分け方してはりますけど、マスクと消毒液にそんなにお金いるのかなというふうにも思いますんで、それはまた割り振りについてというんですかね、その辺はきちっと必要な分が確保できるような形でまた執行していただきたいなというふうに思うのと、あと、先ほど全員協議会のなかでもお尋ねがありましたけど、物品、マスクと消毒液については全然ないということで、国のほうで転売を規制するような動きなんかはありますけども、そもそも物の確保ということに対して、国は何か対策持っておられるんでしょうかね。

○議長（坂口徹君） 加藤住民生活部長。

○住民生活部長（加藤恵三君） この予算でもマスクと消毒液というのが予算、計画のほうさせていただいて、マスクについては非常に入りにくい状況ではございます。それと消耗品については、ある一定期間置くと入ってくる状況でございますので、マスクについては、いま国のほうの対策として特に保育園、幼稚園に対しましては、直接国のほうで確保したマスクを配布するという予定もありそうでございますので、そういったあたりは国においてはそういった努力をされているという認識をしております。

○議長（坂口徹君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。予算措置だけでなく、物品、その物についても確保して支給するということが対策も取られているということなので、今後ですね、さらなる感染が心配もされますのでですね、対策については十分行っていただくようお願いして質問を終わります。

○議長（坂口徹君） これをもって、議案第16号に関する質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、満場一致で可決されました。

次に、日程5. 各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしくお願いたします。

次に、日程6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長のあいさつをお受けいたします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 令和2年第1回町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、去る3月2日の初日に、斑鳩町手話言語条例についてなど41議案を、また、本日、令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）を提出させていただきましたところ、議員みなさま方には、終始ご熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても温かいご配慮により原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。ご承認いただきました令和2年度予算につきましては、「新しい斑鳩」の実現に向け、職員ともども一丸となって、和の精神で諸施策の推進に取り組んでまいります。また、新型コロナウイルス感染症について、全国で感染者の増加が続いております。こうしたなか、小・中学校の臨時休校は、昨日24日で終了し、春休みに入ったところですが、公共施設の利用休止等の対策につきましては、引き続き実施させていただく方針としております。

本町といたしましても、このような対策の実施を通じて、感染拡大防止に努めるとともに、住民の皆さまの生命、健康の保全を図るため、ご不便をおかけすることにつきまして、議員のみなさま方のご理解ご協力をお願いいたします。

春分も過ぎ、温かくなってまいりましたが、まだまだ天候不順の日もありますので、議員みなさま方には、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申しあげ、本定例会の閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（坂口徹君） これをもって、令和2年第1回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

（午前11時29分 閉会）